

令和6年度「社協地域福祉研修会」回答一覧

| No | 質問内容※原文から一部文言を変えてい箇所がございます。 | 回答者 | 回答内容 |
|----|---|-------------|---|
| 1 | 「見守り活動緊急対応マニュアル」の所管はどこですか？ | 村井先生 | 墨田区が作成した内容を大幅に修正した村井のオリジナルです。 |
| 2 | SNSの普及で情報がコントロールできません。情報をコントロールする方法はありますか？ | 村井先生 | SNSに関するルールづくりを行うしありませんが、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）などが発行するガイドラインを参考にすることがお勧めです。 |
| 3 | ネットにあげた情報をどのように削除できますか？ | 村井先生 | プロバイダ・ベンダーに対して削除依頼を行うことです。 |
| 4 | 訃報の紙を回覧板に掲載しても良いと家族に言われて、紙には掲載しているが、ホームページ公開はしても良いか？氏名、住所、年齢を載せている。 | 村井先生 | 法的には問題ありませんが、掲載する意義・理由が必要だと思います。不特定多数の人々への情報公開が必要な場合はホームページでも良いと思いますが、訃報は関係者間での共有だけでよいので回覧板だけでも良いかもしれません。 |
| 5 | 付録の内容について相談したい時はどちらにすればいいのか？ | 市社協 | 村井先生からは、アドレスを教えてくださいありますが、まずは、市社協にご連絡ください。村井先生へお伝えいたします。 |
| 6 | 自治会・町内会でも個人情報保護規程の整備が必要とのことですが、未だに全く検討していない状況です。規定（案）などの参考になるものがあると地域での話し合いの場で活用できると思いました。 | 村井先生 | ご近所ラボにサンプルが掲載されています。https://mimamori.murai-labo.com/ |
| 7 | Googleのストリートビューは違法ではないか | 村井先生 | 公道から撮影されたものであり、人物や車のナンバープレートにぼかし処理が施されているため違法ではありません。総務省の見解です。 |
| 8 | 個人情報も教えたくないし、年間費も払いたくない役員もやりたくないで自治会には入りたくないと言う人がいます。どうしたら自治会に入ってもらえますか？ | 村井先生 | 無理強いはいけません。親しい友人などがお誘いするか、自治会のサービス内容を伝え、理解を得るしか無いと思います。 |
| 9 | 問合せ可能な自治体（近隣）を紹介して欲しい。 ※個人情報保護規程等を整備している自治会 | 村井先生 | 自治会でしょうか？有名な資料に町田市のマニュアルがあります。 https://www.chokai.info/powerup/029277.php |
| 10 | 個人情報取扱いに関する事例（具体的に）事例に対する紹介（例規等）を知りたい | 村井先生 | やはり個人情報保護委員会が公開している様々な資料が参考になるかと思えます。 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/pd_hiyari.pdf |
| 11 | どこまでプライバシーの定義を明確化できるのか？ | 村井先生 | 長年研究していますが、概念定義しかできないと思います。大辞泉などでは「個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。」とされています。 |
| 12 | 自治会以外の老夫婦家庭の情報を確認してはいけないのか？自治会を退会する老夫婦が多くなっている。 | 市社協 | 自治会に加入していない場合でも見守りが必要と思われる方につきましては、ご本人の意思を尊重しつつご確認頂ければと思います。また、残念ながら、高齢に伴い自治会を退会する方が多くなっていることは伺っています。班長等の役割が担えないとの理由を伺いますが、高齢になればなるほど、近所との関わりがいとこの時の助けになることも事実です。 |
| 13 | 資料のダウンロードだけでなく、動画で見られるようにして欲しい。 | 市社協 | 今後、ホームページ上で動画が見られるようにシステム構築を検討して参ります。 |
| 14 | 見守り対象者の連絡先や身体的な状況等の情報を受けていないのに、社協福祉見守り員の連絡先を対象者に渡すように言われている 何が正しいのか知りたい | 市社協 | 市社協にお問い合わせ頂ければ見守り対象者の情報を提供いたします。また、支部社会福祉協議会が開催する「地区懇談会」等で見守り対象者の確認を行えるよう支部社会福祉協議会と一層の連携を図って参ります。 |
| 15 | 当該年度の対象者や社協の連絡体制等の通知もない。研修のみで何も支援を受けていないように感じる。 | 市社協 | 市社協にお問い合わせ頂ければ見守り対象者の情報を提供いたします。また、支部社会福祉協議会が開催する「地区懇談会」等で見守り対象者の確認を行えるよう支部社会福祉協議会と一層の連携を図って参ります。 |
| 16 | 相談等があった場合に、社協等として支援できる項目があったら知りたい。 | 市社協 | 見守り活動中に異変を感じた場合には、市社協までご連絡ください。 |
| 17 | 個人情報保護が前面に出て、町内での活動が非常に難しいところがあります。高齢者の多い地域の中で、外部との関わりを希望しない世帯、新しく入居した若い世代等の町内のつながりが難しくなっています。どのようなすめ方が良いのか解決の方法が見つかりません。 | 村井先生 | 個人情報の問題ではなく、自治会・町内会のあり方やPR方法として検討する課題となりそうです。 |
| 18 | 民生委員や社協福祉見守り員、社協、福祉課、包括が連携して地域福祉に係わっているのに個人情報の理解不足のため、真の連携が取れていない事が、この講演で良く分かった。「連携システム」の構築はどうですか？ | 村井先生 市社協 | 村井先生：とても良い質問ですね。このような意見に答えていくことが、地域包括ケアシステムの構築や地域福祉の推進につながると思います。 市社協：引き続き関係機関とは協力体制を図りつつ、ご意見のような「連携システム」も検討しながら進めて参ります。 |
| 19 | 敬老お祝い金を届けたいのだが近所に対象の方がどこにどれだけいらっしゃるのかわからない場合、調べるという行動は個人情報保護法にひっかかるのだろうか？ | 村井先生 | 申請主義方法にするのもひとつの手です。回覧板で「敬老お祝い金に該当すると思う方は、〇〇までご連絡ください、確認の上お届けいたします。」などとPRするのも手です。 |
| 20 | 自治会・町内会、PTAに関わりたくない方が増えている 今後どうすべきか | 村井先生 | 自治会・町内会での人を増やしているところは、とことん自治会・町内会活動を楽しくしています。注目すべき町内会として、川崎市麻生区はひ野町内会などがあります。http://www.town-haruhino.join-us.jp/ |
| 21 | 町内会役員間で役員会の議事録や情報をlineで交換していますが、個人情報の漏洩が気になります媒体として不適当ですか？ | 村井先生 | LINEはとても便利で魅力的なツールですね。一方、時々漏洩事件を起こしているのも事実です。LINEをお使いになる場合は、そのリスクと利便性のどちらを取るのかを判断する必要があります。 より高度なセキュリティがあるツールとしてLINE WorksやSlackなど有名です。また、「結ネット」や「いちのいち」などが自治会支援の高度なツールとして人気が出てきています。 https://www.cpu-net.co.jp/product/yui-net/ https://ichi-no-ichi.com/ |
| 22 | 現状、自治会長には、社協福祉見守り員の名前を知らせているが、「見守られる対象者」の名前と住所は知らせていない。プライバシー保護があるからかと思っているが、自治会長にも「見守られる対象者」の把握は必要だと思いますが。 | 村井先生 | 本人同意があれば共有可能です。ただし、自治会が個人情報に関する利用目的を持ち、安全管理を行っていることが条件となります。 |